

社会福祉法人^{あゆみ}歩福社会

夢の園保育園

評議員及び役員報酬規程

年 月 日制定

年 月 日届出

評議員及び役員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人歩福社会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第13条に基づき評議員及び役員の報酬について規定するものである。

(範 囲)

第2条 この規程では、次の事項について定める。

- (1) 役員報酬
- (2) 評議員報酬
- (3) 役員旅費

(会計処理の基準)

第3条 会計処理の基準は、法令及び定款に定めるもののほか、法人の経理規程によるものとする。

(役員報酬)

第4条 役員報酬は、役員が理事長の招集に応じ理事会に出席したときは、その出席1日につき、5,000円を支給する。

2 監事が会計監査のため出席したときは、その出席1日につき、5,000円を支給する。

(評議員報酬)

第5条 評議員報酬は、評議員が理事長の招集に応じ、評議員会に出席したときは、その出席一日につき5,000円を支給する。

(役員報酬等の支払)

第6条 評議員報酬及び役員報酬等は、業務終了時に通貨にて相当額を直接本人に支払う。

(旅 費)

第7条 旅費は、法人の職員の「旅費規程」に準じて支給する。

附則 この規程は、平成20年4月1日から実施する。

この規程は、平成21年3月21日改正、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年2月16日改正、施行する。